総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第33号

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

総社市放課後児童クラブ施設条例(平成17年総社市条例第129号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正	後			改 正	前	
			(名称,位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称,位置及び定員は,次のとおりとする。			
名 称	位置	定員		名称	位置	定員
略			略			
新本小学校区放課後児童クラブ施設	総社市新本 7288 番地	20 人		新本小学校区放課後児童クラブ施設	総社市新本 7288 番地	20 人
池田小学校区放課後児童クラブ施設	総社市見延 699 番地	30 人				

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。